

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月22日提出
【発行者名】	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	前田 路子
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日本株アクティブファンド（実績報酬型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2025年7月17日から2026年1月16日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年7月16日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することに伴い関係情報の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

<訂正前>

2025年 7月17日から2026年 1月16日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

<訂正後>

2025年 7月17日から2026年 1月16日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

信託終了（繰上償還）の予定について

ファンドにおいては、2025年9月30日をもって信託終了（繰上償還）を予定しております。繰上償還が成立した場合、申込期間は2025年9月18日までとなります。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 繰上償還の理由

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が投資信託約款の繰上償還に関する規定に定める30億円を下回る状態が継続しており、また残高の大幅な増加も見込みにくいと推測されます。

弊社といたしましては、投資信託契約を解約し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託終了（繰上償還）の手続きを実施するものです。

2. 繰上償還の手続きおよび日程

<u>議決権口数の確定</u>	<u>2025年8月22日</u>
<u>書面による議決権の行使期間</u>	<u>2025年8月22日から2025年9月16日まで</u>
<u>書面による決議の日</u>	<u>2025年9月17日</u>
<u>信託終了（繰上償還）予定日</u>	<u>2025年9月30日</u>

この書面による決議は、2025年8月22日現在の受益者を対象とし、2025年8月22日現在の受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。本決議が否決された場合は、本手続きによる繰上償還を行いません。

なお、2025年8月22日以降にファンドをお申込みされた受益者につきましては、議決権を行使することはできません。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、2023年4月28日から2045年4月17日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

<訂正後>

信託期間は、2023年4月28日から2045年4月17日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

信託終了（繰上償還）することとなった場合、信託期間は2025年9月30日までとなります。